

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、鯖江市にお住まいの障がい者を対象に、障がい者の生活実態、日常生活上の課題などを把握し、障がい者計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査の方法

①調査時期

令和3年1月15日（金）～令和3年1月29日（金）

②調査方法

配布・・・郵送

回収・・・郵送またはインターネット上で入力

③調査対象者

令和2年12月1日現在、市内に在住する身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療費（精神通院）受給者および障害福祉サービス受給者の中から、障害別に無作為に抽出した1,000名（抽出率：約20%）を対象に、無記名方式により実施。

(3) 配布数・回収数

- ・回収率は60.2%（配布数1,000票、回収数 郵送565票・インターネット37票）

(4) 集計処理について

- ・ 回答すべき設問に回答のない場合は、いずれも「無回答」として集計した。
- ・ 集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合がある。
- ・ 「SA」は単数回答で、各設問について1つの選択肢のみの回答を示している。
- ・ 「MA」は複数回答で、各設問に対して複数の選択肢を回答している。

(5) 障がい者計画策定に関するアンケート調査結果

障がい者計画アンケート調査結果

問1 ご回答くださるのは、どなたですか。(SA)

No.	カテゴリ(1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	本人が記入	409	67.9%	372	61.8
2	本人が答え、家族や介助者などが代筆	37	6.1%	56	9.3
3	家族(本人の立場になって記入)	128	21.3%	144	23.9
4	その他の方	10	1.7%	6	1
	不明・無回答	18	3.0%	24	4
	合計	602	100.0%	602	100

問2 あなた(障がいのある方)の年齢はおいくつですか。(SA)

No.	カテゴリ(1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	18歳未満	56	9.3%	24	4
2	18～29歳	45	7.5%	27	4.5
3	30～39歳	42	7.0%	29	4.8
4	40～49歳	74	12.3%	55	9.1
5	50～59歳	63	10.5%	62	10.3
6	60～64歳	35	5.8%	50	8.3
7	65～69歳	67	11.1%	68	11.3
8	70歳以上	206	34.2%	277	46
	不明・無回答	14	2.3%	10	1.7
	合計	602	100.0%	602	100

問3 あなたの性別は？(SA)

No.	カテゴリ(1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	男性	279	46.3%	285	47.3
2	女性	306	50.8%	305	50.7
	不明・無回答	17	2.8%	12	2
	合計	602	100.0%	602	100

問4 あなたは、現在どの地区にお住まいですか？(SA)

No.	カテゴリ(1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	鯖江地区	173	28.7%	175	29.1
2	新横江地区	39	6.5%	31	5.1
3	神明地区	121	20.1%	113	18.8
4	中河地区	32	5.3%	29	4.8
5	片上地区	16	2.7%	22	3.7
6	立待地区	53	8.8%	57	9.5
7	吉川地区	50	8.3%	49	8.1
8	豊地区	40	6.6%	30	5
9	北中山地区	19	3.2%	21	3.5
10	河和田地区	37	6.1%	43	7.1
11	施設	6	1.0%	21	3.5
	不明・無回答	16	2.7%	11	1.8
	合計	602	100.0%	602	100

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問5 あなたは、現在どちらで生活されていますか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	自宅で生活 (家族と同居)	482	80.1%	451	74.9
2	自宅で生活 (一人暮らし)	50	8.3%	51	8.5
3	病院に入院	15	2.5%	29	4.8
4	福祉施設等に入所	19	3.2%	41	6.8
5	グループホームに入所	6	1.0%	11	1.8
6	その他	15	2.5%	13	2.2
	不明・無回答	15	2.5%	6	1
	合計	602	100.0%	602	100

問6 介護が必要なとき、主に援助してくれるのは、どなたですか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	父母・祖父母・兄弟	162	26.9%	124	20.6
2	配偶者 (夫または妻)	238	39.5%	234	38.9
3	子ども (子の配偶者や孫を含む)	90	15.0%	121	20.1
4	友人、仲間	3	0.5%	2	0.3
5	ボランティアの方	1	0.2%	1	0.2
6	ホームヘルパーや施設・病院の職員	37	6.1%	64	10.6
7	その他	28	4.7%	14	2.3
8	介助者がいない	32	5.3%	28	4.7
	不明・無回答	11	1.8%	14	2.3
	合計	602	100.0%	602	100

問7-(1) 身体障害者手帳 (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	1級	102	16.9%	120	19.9
2	2級	66	11.0%	80	13.3
3	3級	81	13.5%	92	15.3
4	4級	63	10.5%	104	17.3
5	5級	23	3.8%	21	3.5
6	6級	12	2.0%	16	2.7
7	持っていない	119	19.8%	67	11.1
	不明・無回答	136	22.6%	102	16.9
	合計	602	100.0%	602	100

問7-(2) 療育手帳 (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	A	17	2.8%	16	2.7
2	B	53	8.8%	44	7.3
3	その他	0	0.0%	0	0
4	持っていない	264	43.9%	228	37.9
	不明・無回答	268	44.5%	314	52.2
	合計	602	100.0%	602	100

問7-(3) 精神障害者保健福祉手帳 (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	1級	3	0.5%	3	0.5
2	2級	47	7.8%	25	4.2
3	3級	16	2.7%	11	1.8
4	持っていない	266	44.2%	231	38.4
	不明・無回答	270	44.9%	332	55.1
	合計	602	100.0%	602	100

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問7-(4) 自立支援医療受給者証 (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	持っている	168	27.9%	105	17.4
2	持っていない	199	33.1%	210	34.9
	不明・無回答	235	39.0%	287	47.7
	合計	602	100.0%	602	100

問7-(5) 特定医療費 (指定難病) (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	持っている	63	10.5%	56	9.3
2	持っていない	255	42.4%	226	37.5
	不明・無回答	284	47.2%	320	53.2
	合計	602	100.0%	602	100

問8 あなたの主な障がいの種類は何ですか。

障がいが重複する場合は、あてはまるものすべてを選んでください。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	肢体不自由	170	28.2%	284	47.2
2	内部障がい	60	10.0%	67	11.1
3	聴覚障がいまたは平衡機能障がい	40	6.6%	54	9.0
4	視覚障がい	38	6.3%	43	7.1
5	音声・言語・そしゃく障がい	13	2.2%	38	6.3
6	知的障がい	75	12.5%	67	11.1
7	精神障がい	139	23.1%	97	16.1
8	難病	35	5.8%	33	5.5
9	発達障がい	56	9.3%		
10	高次脳機能障がい	9	1.5%		
11	その他	55	9.1%	82	13.6
	不明・無回答	40	6.6%	26	4.3
	合計	730	—	791	—

問9 あなたには、日常生活で、少しでも介助・支援が必要なことがありますか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	寝がえり・寝返り	44	7.3%	50	8.3
2	床からの立ち上がり・腰おろし	58	9.6%	106	17.6
3	家の中の移動 (室内歩行)	42	7.0%	68	11.3
	階段の昇り降り			157	26.1
	戸外歩行			130	21.6
4	外出 (通院、買物等)	174	28.9%	213	35.4
5	食事の用意 (炊事)	154	25.6%	164	27.2
6	食事介助	36	6.0%	75	12.5
7	衣服の着脱	72	12.0%	104	17.3
8	トイレ	61	10.1%	100	16.6
9	入浴	102	16.9%	145	24.1
10	歯みがき・洗面・整髪	62	10.3%		
11	薬の管理	97	16.1%	127	21.1
12	洗濯や掃除	133	22.1%		
	洗面や整髪、ひげそり、化粧など			79	13.1
	歯みがき・入れ歯の手入れ			72	12.0
13	冷暖房などの器具の操作・取扱い	78	13.0%	112	18.6
14	安全のための見守り	88	14.6%	111	18.4
15	自分の考えを相手に伝えること	81	13.5%	102	16.9
16	話や文章の内容などを理解すること	88	14.6%	95	15.8
17	電話	76	12.6%	94	15.6
18	就労(経済的自立のための支援等)	106	17.6%	95	15.8
19	行政サービスの利用や調整	105	17.4%	114	18.9
20	財産管理	100	16.6%	127	21.1
21	その他	31	5.1%	32	5.3
22	特に必要なことはない	236	39.2%	197	32.7
	不明・無回答	281	46.7%	47	7.8
	合計	2,305	—	2,716	—

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問10 問9で選択をした介助や支援が必要な項目について、適切な介助や支援が受けられていますか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	常に受けられている	166	45.4%	152	40.8
2	受けられるとき(もの)もあれば、受けられないとき(もの)もある	89	24.3%	111	29.8
3	全く受けられていない	28	7.7%	53	14.2
	不明・無回答	83	22.7%	57	15.3
	合計	366	100.0%	373	100

問11 問10で2または3を選択した方にお聞きします。
必要な介助や支援が得られない理由として最も大きなものを教えてください。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	障がいや病気の特性を理解してもらえない	43	36.8%	39	23.8
2	適切な介助者や支援者がいない	17	14.5%	24	14.6
3	介助や支援にかかる金銭的な負担が難しい	19	16.2%	19	11.6
4	誰に介助や支援を頼めばよいかわからない	15	12.8%	26	15.9
5	介助や支援に関するサービスを提供している施設・事業者が身近にない	15	12.8%	12	7.3
6	その他	19	16.2%	27	16.5
	不明・無回答	11	9.4%	17	10.4
	合計	117	—	164	100

問12-1 自宅に訪問してもらうサービス (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している(利用したことがある)	46	7.6%	33	5.5
2	利用したい	30	5.0%	34	5.6
3	必要ない	381	63.3%	332	55.1
4	わからない	39	6.5%	35	5.8
	不明・無回答	106	17.6%	168	27.9
	合計	602	100.0%	602	100

問12-2 自宅から通うサービス (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している(利用したことがある)	68	11.3%	73	12.1
2	利用したい	46	7.6%	52	8.6
3	必要ない	318	52.8%	265	44
4	わからない	65	10.8%	37	6.1
	不明・無回答	105	17.4%	175	29.1
	合計	602	100.0%	602	100

問12-3 児童向けのサービス (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している(利用したことがある)	33	5.5%	14	2.3
2	利用したい	13	2.2%	13	2.2
3	必要ない	356	59.1%	298	49.5
4	わからない	40	6.6%	26	4.3
	不明・無回答	160	26.6%	251	41.7
	合計	602	100.0%	602	100

問12-4 一時的な預かりサービス (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している(利用したことがある)	27	4.5%	20	3.3
2	利用したい	40	6.6%	51	8.5
3	必要ない	343	57.0%	291	48.3
4	わからない	51	8.5%	33	5.5
	不明・無回答	141	23.4%	207	34.4
	合計	602	100.0%	602	100

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問12-5 就労のためのサービス (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している (利用したことがある)	49	8.1%	39	6.5
2	利用したい	55	9.1%	49	8.1
3	必要ない	280	46.5%	256	42.5
4	わからない	84	14.0%	43	7.1
	不明・無回答	134	22.3%	215	35.7
	合計	602	100.0%	602	100

問12-6 居住の場を提供するサービス (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している (利用したことがある)	23	3.8%	31	5.1
2	利用したい	50	8.3%	37	6.1
3	必要ない	343	57.0%	287	47.7
4	わからない	53	8.8%	36	6.0
	不明・無回答	133	22.1%	211	35.0
	合計	602	100.0%	602	100

問12-7 相談支援 (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している (利用したことがある)	91	15.1%	66	11.0
2	利用したい	103	17.1%	102	16.9
3	必要ない	223	37.0%	194	32.2
4	わからない	71	11.8%	53	8.8
	不明・無回答	114	18.9%	187	31.1
	合計	602	100.0%	602	100

問12-8 外出や移動を支援するサービス (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している (利用したことがある)	31	5.1%	27	4.5
2	利用したい	59	9.8%	53	8.8
3	必要ない	340	56.5%	290	48.2
4	わからない	49	8.1%	32	5.3
	不明・無回答	123	20.4%	200	33.2
	合計	602	100.0%	602	100

問12-9 手話通訳者派遣 (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している (利用したことがある)	9	1.5%	4	0.7
2	利用したい	11	1.8%	5	0.8
3	必要ない	418	69.4%	339	56.3
4	わからない	27	4.5%	28	4.7
	不明・無回答	137	22.8%	226	37.5
	合計	602	100.0%	602	100

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問12-10 住宅改修 (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している (利用したことがある)	29	4.8%	26	4.3
2	利用したい	57	9.5%	79	13.1
3	必要ない	336	55.8%	267	44.4
4	わからない	53	8.8%	33	5.5
	不明・無回答	127	21.1%	197	32.7
	合計	602	100.0%	602	100

問12-11 補装具・日常生活用具の給付 (SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	利用している (利用したことがある)	68	11.3%	63	10.5
2	利用したい	49	8.1%	65	10.8
3	必要ない	332	55.1%	256	42.5
4	わからない	37	6.1%	30	5
	不明・無回答	116	19.3%	188	31.2
	合計	602	100.0%	602	100

問13 障がい福祉サービスなどを利用する上で、困っていることは何ですか。 (MA)

No.	カテゴリ (主なもの3つまで○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	サービス提供や内容に関する情報が少ない	130	21.6%	122	20.3
2	福祉サービス事業者が少ない	57	9.5%	40	6.6
3	サービス利用の手続きが大変	63	10.5%	65	10.8
4	相談支援事業者との調整が大変	15	2.5%	16	2.7
5	利用できる回数や時間帯が少ない	28	4.7%	25	4.2
6	サービスの質について	28	4.7%	34	5.6
7	他の利用者との関係について	18	3.0%	25	4.2
8	利用者負担について	49	8.1%	59	9.8
9	その他	41	6.8%	21	3.5
10	特に困っていることはない	268	44.5%	261	43.4
	不明・無回答	71	11.8%	124	20.6
	合計	768	—	792	—

問14 あなたには、普段、以下に示した在宅 (通院して受けるものも含む) での医療的ケアが必要ですか。 (MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	点滴の管理	5	0.8%	15	2.5
2	中心静脈栄養	0	0.0%	3	0.5
3	透析	14	2.3%	22	3.7
4	ストーマ (人工肛門) の処置	18	3.0%	3	0.5
5	酸素療法	5	0.8%	10	1.7
6	レスピレーター (人工呼吸器)	3	0.5%	3	0.5
7	気管切開の処置	3	0.5%	2	0.3
8	疼痛の管理	24	4.0%	13	2.2
9	経管栄養	3	0.5%	12	2
10	吸痰	11	1.8%	14	2.3
11	じょくそう (床ずれ) の処置	11	1.8%	25	4.2
12	服薬管理	61	10.1%	99	16.4
13	カテーテル (コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)	1	0.2%	12	2
14	胃ろう・腸ろう	10	1.7%		
15	導尿	9	1.5%		
16	インスリン注射	8	1.3%		
17	モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等)	22	3.7%	37	6.1
18	上記の医療的ケアは必要ない	343	57.0%	296	49.2
19	その他	15	2.5%	21	3.5
	不明・無回答	50	8.3%	129	21.4
	合計	616	—	716	—

資料５ 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問１５ あなたの外出頻度（通勤・通学を含みます）を教えてください。（SA）

No.	カテゴリ（１つに○）	R2		H28	
		件数	（全体）%	件数	（全体）%
1	ほぼ毎日	297	49.3%	272	45.2
2	週１回以上	160	26.6%	145	24.1
3	月１回以上	42	7.0%	60	10
4	年に数回	18	3.0%	27	4.5
5	外出しない	30	5.0%	57	9.5
	不明・無回答	55	9.1%	41	6.8
	合計	602	100.0%	602	100

問１６ あなたが外出するときに困ることは何ですか。（MA）

No.	カテゴリ（あてはまるものすべてに○）	R2		H28	
		件数	（全体）%	件数	（全体）%
1	歩道・通路の段差・障壁等	82	15.9%	99	19.6
2	バスやタクシーなどの乗り降り	46	8.9%	53	10.5
3	駐車場の利用	43	8.3%	54	10.7
4	建物の階段・段差	82	15.9%	118	23.4
5	駅構内の移動・乗り換え	32	6.2%	42	8.3
6	介助者がいない	13	2.5%	19	3.8
7	トイレの利用	59	11.4%	64	12.7
8	周りの人に手助けを頼みにくい	41	7.9%	27	5.4
9	周囲の目が気になる	40	7.7%	37	7.3
10	緊急時の対応	77	14.9%	63	12.5
11	公共交通機関が少ない(ない)	73	14.1%		
12	施設・設備の配慮が不十分	18	3.5%		
13	特に困っていることはない	239	46.2%	225	44.6
14	その他	29	5.6%	25	5
	不明・無回答	24	4.6%	28	5.6
	合計	898	—	854	—

問１７ あなたが外出をしない理由について教えてください。（MA）

No.	カテゴリ（主なもの３つまで○）	R2		H28	
		件数	（全体）%	件数	（全体）%
1	外出する必要があるから	5	16.7%	17	29.8
2	疲れるから	6	20.0%	7	12.3
3	人目が気になるから	3	10.0%	0	0
4	家族や他人に面倒をかけるから	4	13.3%	10	17.5
5	付添いや介助者がいないから	2	6.7%	2	3.5
6	障がいや病気が重く外出が難しいから	13	43.3%	26	45.6
7	外出する手段がないから	7	23.3%	3	5.3
8	特に理由はない	3	10.0%	6	10.5
9	その他	7	23.3%	11	19.3
	不明・無回答	1	3.3%	0	0
	合計	51	—	82	—

問１８ 外出について希望することはありますか。（MA）

No.	カテゴリ（あてはまるものすべてに○）	R2		H28	
		件数	（全体）%	件数	（全体）%
1	外出支援のガイドヘルパーの充実	39	6.5%	31	5.1
2	公共交通機関の充実	123	20.4%	72	12
3	道路や歩道の整備	77	12.8%	45	7.5
4	タクシー割引チケットの充実	128	21.3%	77	12.8
5	車の改造費等助成の拡充	38	6.3%	18	3
6	障がい者用駐車場の整備	89	14.8%	67	11.1
7	特に希望することがない	239	39.7%	211	35
8	その他	10	1.7%	10	1.7
	不明・無回答	83	13.8%	71	11.8
	合計	826	—	602	100

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問19 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	トイレのこと	224	37.2%	261	43.4
2	プライバシー保護のこと	104	17.3%	114	18.9
3	コミュニケーションのこと	103	17.1%	95	15.8
4	介助・介護してくれる人のこと	90	15.0%	129	21.4
5	薬や医療のこと	234	38.9%	247	41
6	補装具や日常生活用具のこと	46	7.6%	63	10.5
7	医療機器等の電源確保	21	3.5%	30	5
8	すぐに避難することができない	120	19.9%		
9	救助を求めることができない	56	9.3%		
10	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	75	12.5%		
11	特に困ることはない	100	16.6%	81	13.5
12	わからない	50	8.3%	47	7.8
13	その他	20	3.3%	20	3.3
	不明・無回答	43	7.1%	53	8.8
	合計	1,286	—	1,140	—

問20 避難行動要支援者登録制度について、どのようにお考えですか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	すでに登録している	27	4.5%	33	5.5
2	制度があるのは知っており、今後登録したいと思う	44	7.3%	45	7.5
3	制度があるのは知っているが、登録を希望しない	99	16.4%	69	11.5
4	制度があるのを知らなかったのに未登録だが、今後登録したいと思う	57	9.5%	100	16.6
5	制度があるのを知らなかったのに未登録であり、今後も登録を希望しない	69	11.5%	66	11
6	わからない(制度についてもっと知りたい)	213	35.4%	201	33.4
7	その他	18	3.0%	23	3.8
	不明・無回答	75	12.5%	65	10.8
	合計	602	100.0%	602	100

問22 災害時のために、あなたが準備していることを教えてください。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	本人が避難できる方法や場所を把握している	137	22.8%	101	16.8
2	福祉避難所(※)について知っている	6	1.0%	16	2.7
3	民生委員や隣人、知人等の助けを借りられるようにしてある。	23	3.8%	45	7.5
4	自宅電話以外にパソコンや携帯電話、スマートフォン等で家族や介護支援事業者と連絡が取れるようにして	98	16.3%	61	10.1
5	食料、水など数日分の防災グッズを備えている	131	21.8%	78	13
6	災害情報を随時とれるようにしている(携帯、スマートフォンへの登録等)	74	12.3%	45	7.5
7	避難訓練に参加している	49	8.1%	69	11.5
8	自家発電機などの電源確保	15	2.5%		
9	特に何もしていない	256	42.5%	317	52.7
10	その他	15	2.5%	13	2.2
	不明・無回答	62	10.3%	54	9
	合計	866	—	799	—

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問23 新型コロナウイルス感染拡大により、日常生活が一変しました。
あなたは、コロナ禍においてどんなことに不安を感じていますか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	感染予防への不安	247	41.0%
2	感染する不安(障がい者本人、家族を含む)	393	65.3%
3	体調管理・健康面の不安	185	30.7%
4	収入等・金銭面への不安	119	19.8%
5	外出できないことの不安	105	17.4%
6	外出することの不安	162	26.9%
7	サービスが利用できなくなる不安	78	13.0%
8	特にない	47	7.8%
9	その他	19	3.2%
	不明・無回答	50	8.3%
	合計	1,405	—

問24 あなたがコロナ禍で困っていることは何ですか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	学校や会社、施設などいつも行っているところが休みになったこと	53	8.8%
2	オンライン授業や研修、テレワークなど新しい形態に変わったこと	16	2.7%
3	サービスの利用が減ったり、利用できなくなったりしたこと	32	5.3%
4	病院に行けなくなったり、通院回数が減ったりしたこと	72	12.0%
5	健康維持・体力の低下、障がいの重度化	87	14.5%
6	コミュニケーションが自由にとれなくなったこと	82	13.6%
7	メンタルの維持や気持ちのコントロールができなくなったこと	62	10.3%
8	マスクの常時着用	156	25.9%
9	手洗いや消毒、検温	88	14.6%
10	障がい者本人の収入減	41	6.8%
11	家族の収入減	54	9.0%
12	外出の制限	160	26.6%
13	趣味や余暇活動の制限	127	21.1%
14	人との距離感の広がり	70	11.6%
15	声かけの減少	44	7.3%
16	イベントの中止や延期	93	15.4%
17	困りごとを相談できるところがない	26	4.3%
18	特にない	110	18.3%
19	その他	18	3.0%
	不明・無回答	68	11.3%
	合計	1,459	—

問25 あなたがコロナ禍において気を付けていることや取り組んでいることは何ですか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	マスクの常時着用	500	83.1%
2	手洗いや消毒、検温	441	73.3%
3	外出の自粛	330	54.8%
4	通院やサービスを控える	65	10.8%
5	基礎疾患悪化の予防	85	14.1%
6	新型コロナウイルスの情報収集	159	26.4%
7	趣味や余暇活動の自粛	119	19.8%
8	人と会う機会を減らす	250	41.5%
9	ソーシャルディスタンスの確保	148	24.6%
10	COCOA(※)のダウンロード	44	7.3%
11	特にない	13	2.2%
12	その他	9	1.5%
	不明・無回答	47	7.8%
	合計	2,210	—

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問26 あなたは就労のために相談機関を利用したことがありますか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	ハローワーク (障がい者専門窓口)	70	11.6%	45	7.5
2	ハローワーク (一般相談窓口)	50	8.3%	39	6.5
3	福井障害者職業センター	14	2.3%	14	2.3
	(社)福井県障害者雇用促進協会			2	0.3
4	福井県障害者就業・生活支援センターふっとわーく	8	1.2%	16	2.7
5	障がい者相談支援事業所	25	3.7%		
6	民生委員	4	0.6%		
7	鯖江市障がい者相談員	28	4.1%		
8	市の関係課窓口	17	2.5%		
9	就労支援を受けていない	247	36.2%	244	40.5
10	その他	50	7.3%	43	7.1
	不明・無回答	170	24.9%	237	39.4
	合計	683	—	640	—

問27 あなたの平日昼間の主な活動場所を教えてください。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	働いている (福祉施設等で働いている場合を含む)	163	27.1%	137	22.8
2	学校や専門学校などに通っている	51	8.5%	24	4
3	福祉サービスを利用している (就労は除く)	38	6.3%	56	9.3
4	病院等に入院している	15	2.5%	30	5
5	家にいる (家事手伝い等を含む)	247	41.0%	255	42.4
6	その他	30	5.0%	44	7.3
	不明・無回答	58	9.6%	56	9.3
	合計	602	100.0%	602	100

問28 現在の仕事や職場に満足していますか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	満足している	61	37.4%	49	35.8
2	まあまあ満足している	73	44.8%	65	47.4
3	満足していない	27	16.6%	17	12.4
	不明・無回答	2	1.2%	6	4.4
	合計	163	100.0%	137	100

問29 その理由は何ですか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	収入が少ない	19	70.4%
2	仕事がむずかしい	2	7.4%
3	周りの理解が得にくいから (差別や偏見を感じるか)	7	25.9%
4	賃金や待遇に不満があるから	2	7.4%
5	自分に合った内容の仕事がない	4	14.8%
6	職場の人間関係がむずかしい	10	37.0%
7	トイレなどの設備が使いにくい	3	11.1%
8	休憩ができる環境がない	5	18.5%
9	障がいを理解してもらえない	9	33.3%
10	通勤が負担	5	18.5%
11	相談相手がいない	3	11.1%
12	特に悩みはない	0	0.0%
13	その他	4	14.8%
	不明・無回答	0	0.0%
	合計	73	—

資料５ 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問３０ あなたは現在、通園・通学をしていますか。【１８歳未満の方】（SA）

No.	カテゴリ（１つに○）	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	通園・通学していない	3	5.2%	1	4.2
2	保育園・幼稚園に通園している	9	15.5%	4	16.7
3	小・中学校、高等学校（普通学級）に通学している	11	19.0%	8	33.3
4	小・中学校（特別支援学級）に通学している	10	17.2%	2	8.3
5	特別支援学校（小・中・高等部）に通学している	20	34.5%	6	25
6	その他	2	3.4%	2	8.3
	不明・無回答	3	5.2%	1	4.2
	合計	58	100.0%	24	100

問３１ 学校生活（保育園や幼稚園等を含む）を送る上での問題点がありますか。【１８歳未満の方】（MA）

No.	カテゴリ（あてはまるものすべてに○）	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	通園・通学手段が大変	12	20.7%	5	20.8
2	学習サポート体制が不十分	5	8.6%	5	20.8
3	学習・学校生活に必要な設備が不十分	3	5.2%	1	4.2
4	進路指導が不十分	4	6.9%	2	8.3
5	職員の理解が得られない	2	3.4%	1	4.2
6	周囲の理解が得られない	4	6.9%	1	4.2
7	家族の同伴を求められる	1	1.7%	2	8.3
8	子どもの障がいや発達に合わせた対応が不十分	8	13.8%		
9	特になし	25	43.1%	9	37.5
10	その他	3	5.2%	2	8.3
	不明・無回答	5	8.6%	1	4.2
	合計	72	—	29	—

問３２ 教育や療育に関する相談について望むことがありますか。【１８歳未満の方】（MA）

No.	カテゴリ（あてはまるものすべてに○）	R2	
		件数	(全体)%
1	相談機関の情報を提供してほしい	12	20.7%
2	困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい	21	36.2%
3	1か所で相談できるようにしてほしい	11	19.0%
4	専門的な相談機関を充実してほしい	19	32.8%
5	具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい	15	25.9%
6	特になし	14	24.1%
7	その他	2	3.4%
	不明・無回答	2	3.4%
	合計	96	—

問３３ 発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、あなたが特に重要と思うものは何ですか。（MA）

No.	カテゴリ（あてはまるものすべてに○）	R2	
		件数	(全体)%
1	乳幼児健診の充実	71	11.8%
2	発育・発達上の課題の早期発見・診断	150	24.9%
3	保護者に対する相談・支援体制の充実	163	27.1%
4	障がい児通所施設の整備	86	14.3%
5	訪問指導の充実	48	8.0%
6	地域における療育体制（言語や機能回復などの訓練を含む）	80	13.3%
7	認定こども園・保育所（園）・幼稚園・放課後児童クラブでの受け入れ	68	11.3%
8	小・中学校、高等学校でのインクルーシブ（包括）教育の推進	63	10.5%
9	通学・通園時の介助・付添い	42	7.0%
10	休日・長期休暇時の居場所づくり	76	12.6%
11	放課後の居場所の確保	77	12.8%
12	地域社会とのかかわる機会や環境づくり	61	10.1%
13	保護者が介助・支援できないときの一時的な預かりやサポート	121	20.1%
14	特になし	64	10.6%
15	その他	12	2.0%
	不明・無回答	282	46.8%
	合計	1,464	—

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問3 4 あなたは、ご自身に必要な支援に関する情報を何から知ることが多いですか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	市の広報・資料	200	33.2%	232	38.5
2	県の広報・資料	45	7.5%	35	5.8
3	市への問い合わせ	74	12.3%	63	10.5
4	県への問い合わせ	8	1.3%	5	0.8
5	医療機関	109	18.1%	129	21.4
6	障がい者相談支援事業所	64	10.6%	57	9.5
7	新聞や雑誌	79	13.1%	101	16.8
8	テレビ・ラジオ	81	13.5%	93	15.4
9	ホームページやEメール	134	22.3%	27	4.5
10	施設や団体の機関紙・パンフレット	27	4.5%	46	7.6
11	民生委員・児童委員	8	1.3%	17	2.8
12	家族や仲間からの情報	128	21.3%	148	24.6
13	保育所、幼稚園、学校の先生	27	4.5%		
14	必要な情報の入手ができていない	55	9.1%	55	9.1
15	その他	10	1.7%	26	4.3
	不明・無回答	107	17.8%	97	16.1
	合計	1,156	—	1,131	—

問3 5 あなたは、生活の中で解決したいことがありますか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	健康や治療、リハビリのこと	153	25.4%	130	21.6
2	生活費など経済的なこと	173	28.7%	122	20.3
3	介助や介護のこと	93	15.4%	63	10.5
4	家庭生活(炊事・洗濯等)のこと	71	11.8%	34	5.6
5	住まいのこと	58	9.6%	33	5.5
6	外出や移動のこと	88	14.6%	58	9.6
7	仕事や就職のこと	108	17.9%	45	7.5
8	恋愛や結婚のこと	28	4.7%	22	3.7
9	緊急時や災害時のこと	156	25.9%	91	15.1
10	話し合える友達や相談をもつこと	54	9.0%	48	8
11	必要な情報を得ること	67	11.1%	49	8.1
12	職場、地域等での人間関係のこと	63	10.5%	26	4.3
13	趣味、いきがいにすること	63	10.5%	65	10.8
14	地域の理解を得ること	31	5.1%	26	4.3
15	人権に関すること	25	4.2%	11	1.8
16	親亡き後について	106	17.6%		
17	自分の将来の生活設計について	128	21.3%		
18	進学や勉強のこと	22	3.7%		
19	家族のこと	88	14.6%		
20	特にない	82	13.6%	150	24.9
21	その他	11	1.8%	11	1.8
	不明・無回答	94	15.6%	86	14.3
	合計	1,762	—	1,070	—

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問36 あなたは、困ったことや心配事を主に誰に相談しますか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	家族・親戚	422	70.1%	435	72.3
2	友人・知人	132	21.9%	120	19.9
3	隣近所の人	18	3.0%	23	3.8
4	同じ障がいや病気をもった仲間	39	6.5%	44	7.3
5	職場の人	30	5.0%	34	5.6
7	福祉施設・サービス事業所	68	11.3%	54	9
6	保育園・学校の先生	25	4.2%	13	2.2
8	市役所の関係課窓口	44	7.3%	51	8.5
9	障がい者相談支援事業所	30	5.0%	26	4.3
10	県健康福祉センター・総合福祉相談所	5	0.8%	8	1.3
11	公共職業安定所	5	0.8%	2	0.3
12	社会福祉協議会の窓口	9	1.5%	6	1
13	民生委員・児童委員	9	1.5%	16	2.7
14	医療機関(病院や診療所など)	100	16.6%	102	16.9
15	インターネット相談サイト	3	0.5%	7	1.2
16	ケアマネジャー・ホームヘルパー	31	5.1%	52	8.6
17	どこに相談するかわからない	28	4.7%	34	5.6
18	重度の障がいのため相談できない	7	1.2%	17	2.8
19	相談しない	30	5.0%		
20	その他	14	2.3%	11	1.8
	不明・無回答	77	12.8%	63	10.5
	合計	1,126	—	1,118	—

問37 相談機能を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	身近な場所で相談できること	210	34.9%	217	36
2	休日や夜間など、いつでも相談できること	126	20.9%	95	15.8
3	プライバシーに配慮がなされること	154	25.6%	100	16.6
4	専門的な相談や助言ができる人材がいること	170	28.2%	172	28.6
5	電話やFAX、Eメール等により相談できること	70	11.6%	33	5.5
6	素早い対応をしてくれること	154	25.6%	113	18.8
7	わかりやすい情報を提供してくれること	179	29.7%	157	26.1
8	一か所で用事が済む相談窓口を設置すること	150	24.9%	132	21.9
9	福祉・教育・就労等の一貫した相談支援体制を充実すること	85	14.1%	51	8.5
10	特に必要ない	60	10.0%	73	12.1
11	その他	8	1.3%	5	0.8
	不明・無回答	106	17.6%	89	14.8
	合計	1,472	—	1,237	—

問38 日常生活自立支援事業について知っていますか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	制度の名称は知っているし、内容も知っている	64	10.6%	35	5.8
2	制度の名称は知っているが、内容は良く知らない	139	23.1%	163	27.1
3	制度の名称も内容も知らない	309	51.3%	332	55.1
	不明・無回答	90	15.0%	72	12
	合計	602	100.0%	602	100

問39 障がい者の権利を守る制度である成年後見制度をご存じですか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	制度の名称は知っているし、内容も知っている	142	23.6%	65	10.8
2	制度の名称は知っているが、内容は良く知らない	171	28.4%	185	30.7
3	制度の名称も内容も知らない	197	32.7%	284	47.2
	不明・無回答	92	15.3%	68	11.3
	合計	602	100.0%	602	100

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問40 平成25年6月に「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」が制定（施行は平成28年4月）されたことをご存知ですか。（SA）

No.	カテゴリ（1つに○）	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	法律の内容も含め知っている	37	6.1%	12	2
2	詳しい内容は知らないが、法律ができたことは知っている	113	18.8%	117	19.4
3	法律の名称も内容も知らない	362	60.1%	406	67.4
	不明・無回答	90	15.0%	67	11.1
	合計	602	100.0%	602	100

問41 平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されたことを受け、市の福祉課が障がい者虐待に関する通報・相談窓口になっていることをご存知ですか。（SA）

No.	カテゴリ（1つに○）	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	法律のことも、市の窓口のことも知っている	34	5.6%	45	7.5
2	法律または市の窓口のこと、どちらか一方のことを知っている	85	14.1%	95	15.8
3	どちらのことも知らない	385	64.0%	391	65
	不明・無回答	98	16.3%	71	11.8
	合計	602	100.0%	602	100

問42 あなたは、どんなことが生きがいになっていますか？（MA）

No.	カテゴリ（あてはまるものすべてに○）	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	仕事をもっている	121	20.1%	66	11
2	楽しめる趣味やスポーツをもっている	163	27.1%	99	16.4
3	学校生活（保育園や幼稚園等を含む）を楽しんでいる	34	5.6%	16	2.7
4	ボランティアや地域の活動に参加している	31	5.1%	8	1.3
5	学習や教養を高めるための活動を行っている	25	4.2%	9	1.5
6	気の合う友達や仲間がいる	145	24.1%	73	12.1
7	家族のだんらん、家庭のやすらぎ	243	40.4%	154	25.6
8	ソーシャルネットワークサービス（SNS）やゲームを楽しんでいる	67	11.1%		
9	生きがいになるものがない	84	14.0%	75	12.5
10	その他	24	4.0%	34	5.6
	不明・無回答	87	14.5%	68	11.3
	合計	1,024	—	602	100

問43 あなたは、地域の活動に参加していますか。（MA）

No.	カテゴリ（あてはまるものすべてに○）	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	趣味等のサークル活動	42	7.0%	44	7.3
2	スポーツ活動	26	4.0%	22	3.7
3	地域のボランティア活動	54	8.2%	36	6
4	祭り、子ども会等の地域の行事	71	10.8%	32	5.3
6	その他	21	3.2%	20	3.3
5	参加していない	357	54.3%	381	63.3
	不明・無回答	86	13.1%	67	11.1
	合計	657	—	602	100

資料５ 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問４４ あなたが、暮らしやすくなるために重要と思う取り組みは何ですか。（MA）

No.	カテゴリ（あてはまるものすべてに○）	R2		H28	
		件数	（全体）%	件数	（全体）%
1	相談窓口や情報提供の充実	197	32.7%	187	31.1
2	医療・福祉・教育・就労などの一体的なネットワークづくり	133	22.1%		
3	障がい福祉を支える人づくり	134	22.3%		
4	障がいの早期発見、早期治療、療育体制の充実	104	17.3%	73	12.1
5	障がい特性にあった適切な保育・教育環境の充実	81	13.5%	43	7.1
6	機能回復や地域生活に必要な訓練の充実	86	14.3%	83	13.8
7	創作的活動や生活習慣習得などができる場の整備	48	8.0%	32	5.3
8	ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	65	10.8%	73	12.1
9	日常生活に必要な移動（外出）支援の充実	81	13.5%	85	14.1
10	グループホームなど地域での生活の場の整備	45	7.5%	42	7
11	入所施設の整備	77	12.8%	76	12.6
12	企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備	82	13.6%	62	10.3
13	障がいへの理解や交流の促進	118	19.6%	77	12.8
14	ボランティア活動などの地域活動の促進	33	5.5%	17	2.8
15	段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備	118	19.6%	124	20.6
16	障がいや病気に対する周囲の理解のための普及・啓発	127	21.1%	127	21.1
17	近所づきあいの促進、地域コミュニティの活性化	69	11.5%		
18	多様な手段による情報入手、情報通信機器の活用推進	62	10.3%		
20	その他	15	2.5%	14	2.3
19	わからない	85	14.1%	70	11.6
	不明・無回答	106	17.6%	71	11.8
	合計	1,866	—	1,256	—

問４５ 地域生活支援拠点等整備事業（※）として、社会福祉法人光道園内に地域生活支援拠点センター「リノ」が設置されたことを知っていますか。（SA）

No.	カテゴリ（１つに○）	R2	
		件数	（全体）%
1	名前も内容も知っている	17	2.8%
2	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	39	6.5%
3	名前も内容も知らない	455	75.6%
	不明・無回答	91	15.1%
	合計	602	100.0%

問４６ 地域生活支援拠点センター「リノ」の機能として、あなたが利用したいものはどれですか。（MA）

No.	カテゴリ（あてはまるものすべてに○）	R2	
		件数	（全体）%
1	親亡き後に関する相談や一人暮らしの相談	121	20.1%
2	介護者の急病や通夜・葬儀などの急用により介護を行えない場合などの緊急時の相談および受け入れ	78	13.0%
3	親元からの自立等に当たって、就労等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会・場の提供	59	9.8%
4	発達障がいに関する相談および専門機関の紹介	47	7.8%
5	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制	84	14.0%
6	特に利用したいものはない	240	39.9%
	不明・無回答	150	24.9%
	合計	779	—

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

【施設入所されている方】

問47 施設を出て、自宅や地域で暮らしたいと思いますか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	思う	3	12.0%	19	36.5
2	思わない	17	68.0%	24	46.2
	不明・無回答	5	20.0%	9	17.3
	合計	25	100.0%	52	100

問48 あなたが自宅や地域で暮らしていくために必要な支援は何ですか。(MA)

No.	カテゴリ (主なもの3つまでに○)	R2		H28	
		件数	(全体)%	件数	(全体)%
1	住まいの確保や住宅改修などの支援	4	16.0%	187	31.1
2	自動車改造などの支援	2	8.0%		
3	掃除・洗濯・買い物など家事援助全般	5	20.0%		
4	入浴介助・食事介助など身体介護全般	4	16.0%	73	12.1
5	日常生活に必要な移動(外出)	8	32.0%	43	7.1
6	就労に関すること	1	4.0%	83	13.8
7	金銭管理	5	20.0%	32	5.3
8	人とのコミュニケーション	5	20.0%	73	12.1
9	障がいや病気に対する周囲の理解	2	8.0%	85	14.1
10	相談窓口	3	12.0%	42	7
12	その他	0	0.0%	14	2.3
11	わからない	8	32.0%	70	11.6
	不明・無回答	0	0.0%	71	11.8
	合計	47	—	773	—

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

【介助・支援している方】

問1 障がいのある方本人から見て、あなたの続き柄は何ですか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	親	112	18.6%
2	配偶者 (夫または妻)	105	17.4%
3	子ども (子の配偶者や孫を含む)	45	7.5%
4	兄弟姉妹	9	1.5%
5	祖父母	2	0.3%
6	その他の親族	3	0.5%
7	ホームヘルパーや施設・病院の職員	10	1.7%
8	友人・仲間	6	1.0%
9	介助者がいない	10	1.7%
10	その他	5	0.8%
	不明・無回答	295	49.0%
	合計	602	100.0%

問2 日常の介助・支援の中で、あなたが他の人に代わってもらえると助かることは、どんなことですか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	食事介助	14	4.8%
2	買い物	40	13.7%
3	外出	50	17.1%
4	トイレ	17	5.8%
5	外泊時の留守番	28	9.6%
6	衣服の着脱	9	3.1%
7	入浴	46	15.8%
8	洗濯、掃除などの家事	43	14.7%
9	食事の用意 (炊事)	48	16.4%
10	室内移動	10	3.4%
11	特にない	130	44.5%
12	その他	18	6.2%
	不明・無回答	12	4.1%
	合計	465	—

問3 困ったことや心配ごとがある時、誰に相談していますか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	家族・親戚	191	65.4%
2	友人・知人	60	20.5%
3	隣近所の人	8	2.7%
4	同じ障がいや病気をもった仲間	32	11.0%
5	職場の人	16	5.5%
6	保育園・学校の先生	26	8.9%
7	福祉施設の指導員やヘルパーなどサービス事業所の人	64	21.9%
8	市の関係課窓口	43	14.7%
9	障がい者相談支援事業所	20	6.8%
10	県健康福祉センター・総合福祉相談所	3	1.0%
11	ハローワーク (公共職業安定所)	1	0.3%
12	社会福祉協議会の窓口	10	3.4%
13	民生委員・児童委員	2	0.7%
14	医療機関 (病院や診療所など)	80	27.4%
15	インターネット相談サイト	0	0.0%
16	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	32	11.0%
17	どこに相談するかわからない	16	5.5%
18	相談しない	14	4.8%
19	その他	9	3.1%
	不明・無回答	2	0.7%
	合計	629	—

資料5 障がい者計画に関するアンケート調査結果

問4 障がいのある方を介助・支援するにあたって、あなたご自身が不安に思っていることはありますか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	健康や医療、リハビリのこと	65	22.3%
2	生活費など経済的なこと	78	26.7%
3	介助や介護のこと	60	20.5%
4	家庭生活(炊事・洗濯等)のこと	39	13.4%
5	住まいのこと	25	8.6%
6	外出や移動のこと	52	17.8%
7	仕事や就職のこと	63	21.6%
8	近所づきあいのこと	29	9.9%
9	本人と他の家族関係のこと	36	12.3%
10	緊急時や災害時のこと	92	31.5%
11	本人の支援を代わってもらえる体制のこと	45	15.4%
12	福祉施設やサービスの利用について	49	16.8%
13	自分や家族の将来の生活設計について	102	34.9%
14	特にない	36	12.3%
15	その他	8	2.7%
	不明・無回答	27	9.2%
	合計	806	—

問5 コロナ禍において介助・支援するにあたり、障がいのある方に対し、特にどんなことに気を遣っていますか。(MA)

No.	カテゴリ (あてはまるものすべてに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	マスクの常時着用	211	72.3%
2	手洗いや消毒、検温	196	67.1%
3	外出の制限	131	44.9%
4	通院やサービスを控えてもらう	21	7.2%
5	基礎疾患悪化の予防	39	13.4%
6	新型コロナウイルスの説明	25	8.6%
7	趣味や余暇活動の制限	23	7.9%
8	人と会う機会を減らしてもらう	63	21.6%
9	ソーシャルディスタンスの確保	52	17.8%
10	COCOA(※)のダウンロード	11	3.8%
11	特にない	21	7.2%
12	その他	1	0.3%
	不明・無回答	28	9.6%
	合計	822	—

問6 相談機能をより充実させるためには、どのようなことが最も必要だと思いますか。(SA)

No.	カテゴリ (1つに○)	R2	
		件数	(全体)%
1	身近なところで相談できること	87	29.8%
2	いつでも相談できること	59	20.2%
3	専門的な人材がいること	46	15.8%
4	障がいや日常生活等について幅広く相談できること	90	30.8%
5	特にない	33	11.3%
6	その他	5	1.7%
	不明・無回答	31	10.6%
	合計	351	—

第 6 期鯖江市障がい福祉計画 第 2 期鯖江市障がい児福祉計画

令和 3 年度～令和 5 年度

令和 3 年 3 月
鯖江市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
- 2 計画期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

第2章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について

- 1 分析および評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・ 192
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・ 192
 - (3) 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・ 194
 - (5) 障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・ 195

第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

- 1 国の基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
- 2 成果目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・ 201
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・ 201
 - (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実・・・・・・・・・・ 202
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・ 202
 - (5) 障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・ 204
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・ 205
 - (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築・・・・・・・・ 206
- 3 目標達成のための活動指針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
 - (1) 障害福祉サービスの見込量と今後の方策・・・・・・・・・・ 207
 - (2) 地域生活支援事業の見込量と今後の方策・・・・・・・・・・ 214
 - (3) 児童福祉法に基づく障害児支援・・・・・・・・・・ 220

第4章 計画の推進に向けて

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 224

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者総合支援法による、障害福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を 3 年ごとに定めるものです。令和 2 年度末で第 5 期障がい福祉計画の改定時期になっており、第 5 期に盛り込んだ目標および基盤整備を評価し、第 6 期を策定します。また、児童福祉法に定める障害児福祉計画の改定も行うため、本市では障がい福祉計画と一体のものとして策定します。

市では障害者基本法に基づき、障がいのある方の生活全般に関する施策についての基本事項を定める第 5 次鯖江市障がい者計画を令和 4 年 3 月に改定予定であり、整合性を図りながら本計画を策定します。

2 計画期間について

第 6 期障がい福祉計画および第 2 期障がい児福祉計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年計画とします。

年度 計画	H18～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～32	R 3～5
鯖江市 障がい福祉 計画	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
鯖江市 障がい児福祉 計画					第 1 期	第 2 期
鯖江市 障がい者計画	第 1 次	第 2 次 (H19～23)	第 3 次 (H24～28)	第 4 次 (H29～33)	第 5 次	

第2章 第5期障がい福祉計画について

1 分析および評価

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国の基本指針〉

- ① 令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。
- ② 令和2年度末時点の施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減する。

項 目	目標値	実 績	摘 要
平成28年度末の施設入所者数 (a)	—	115 人	
令和2年度末の施設入所者数 (b)	113 人	124 人	見込み数
1. 平成28年度末から令和2年度末までの地域生活移行者数 (c)	10 人 (8.7%)	0 人	平成28年度末の施設入所者数からの地域移行は0人。 (移行割合 c/a)
2. 令和2年度末の施設入所者削減見込み数 (d)	2 人 (1.7%)	△5 人	平成28年度末の施設入所者数の5人が増加した。(削減割合 d/a)

本市の平成28年度末の施設入所者数は115人で、令和2年度末までに地域移行する目標数は10人に対して0人で、入所者数は9人の増加となっています。年度を重ねるごとに増加傾向にあり、目標達成は厳しい状況にあります。

主な要因は入所者や入所者家族の高齢化、入所者の障がいの重度化により地域移行の対象者になりにくいこと、入所希望者の増加により地域生活への移行者が少ないこと、地域移行への条件整備が整わないことなどがありました。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築〔県で目標設定〕

〈国の基本指針〉

令和2年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

項 目	目標値	実 績	摘 要
令和2年度末時点の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数	1 か所	1 か所	丹南地域精神障がい者地域包括ケアシステム構築推進協議会（令和2年度設置）

令和2年度に「丹南地域における精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要綱」に基づき、丹南地域精神障がい者地域包括ケアシステム構築推進協議会を福井県丹南健康福祉センターおよび丹南5市町が共同で設置しました。今後、丹南地域で暮らす精神障がい者や家族への支援体制に関する課題について、情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備に努めていきます。

県は精神病床入院中の地域移行について下記のとおり目標設定をしました。実績については、県の報告によるものとします。

令和2年度末の精神病床における鯖江市の長期患者数、早期退院率〔県が目標設定〕

項 目	目標値	実 績	摘 要
入院後3か月時点の退院率	69%以上	県の報告による	
入院後6か月時点の退院率	84%以上	同上	
入院後1年時点の退院率	90%以上	同上	

令和2年度末の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）〔県が設定〕

項 目	目標値	実 績	摘 要
65歳以上	66人	県の報告による	
65歳未満	98人	同上	

（3）地域生活支援拠点等の整備

〈国の基本指針〉

地域生活を支援する機能をもつ拠点を、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

項 目	目標値	実 績	摘 要
令和2年度末における地域生活支援拠点等の数	1か所	1か所	平成29年5月1日 整備済み

市では地域生活支援拠点として、長期入院者・施設入所者に対する地域移行の相談支援や緊急時の受入れ、体験・交流の場また発達障がいの相談支援事業所としての多機能的な体制として平成29年度に1か所整備しました。

市では、発達障がいに関する相談対応のニーズがあり、児童から大人まで幅広く対応してきました。今後、更に力を入れていくとともに、障がい者の高齢化や重度化による利用者の支援についても地域の理解や資源を活用しながら体制を整えていきます。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

〈国の基本指針〉

- ① 一般就労への移行者数平成28年度の1.5倍
- ② 就労移行支援事業利用者：平成28年度の2倍
- ③ 移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上
- ④ 就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上

① 福祉施設から一般就労への移行者数（全体）

項 目	目標値	実 績	摘 要
平成28年度	—	2人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和2年度末	12人	8人	令和2年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み数

② 就労移行支援事業の利用者数

項 目	目標値	実 績	摘 要
平成28年度	—	14人	平成28年度末に就労移行支援事業を利用した者の数
令和2年度末	15人	20人	令和2年度末に就労移行支援事業を利用した者の見込み数

③ 就労移行率3割以上の就労移行事業所数の割合

項 目	目標値	実 績	摘 要
平成28年度	—	0%	平成28年度末の就労移行率3割以上の就労移行事業所数の割合
令和2年度末	50%	0%	令和2年度末の就労移行率3割以上の就労移行事業所数の見込み割合

④ 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

項 目	目標値	実 績	摘 要
令和元年度	30%	0%	令和元年度末の就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率
令和2年度末	30%	0%	令和2年度末の就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着見込み率

障がい者の一般就労については、国が障がい者の法定雇用率に達していないことがニュースになり、話題になりました。自治体や企業も障がい者雇用に取り組んでいます。環境の対応や障がい特性の理解など、すぐに結果につながらない現状があります。

市では、令和元年度に障がい者雇用を考える企業と障がい者とをマッチングする会社と協定を結び、障がい者雇用の一助を担う役割を果たしました。そのほか、市内で特例子会社が設立されるなど、障がい者雇用の取組みは変わりつつあります。

また、令和2年においては、新型コロナウイルスが全世界に広まり、景気が落ち込み、在宅勤務やテレワークなど働き方も一転しました。障がい者就労についても雇用が進まず、厳しい状況にあり、まだ回復の兆しは見えていません。

就労移行支援事業の利用者数は目標値に届きましたが、それ以外は届きませんでした。今後も社会情勢に応じながら、丹南自立支援協議会の活用や県・関係機関との連携を行い、一般就労への移行を支援していきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

〈国の基本指針〉

- ①令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ②令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ③令和2年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所確保する。
- ④令和2年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保する。
- ⑤平成30年度末までに市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

項 目	目標値	実 績	摘 要
① 令和2年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1 か所	1 か所	圏域での設置
② 令和2年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	1 か所	2 か所	1 か所は圏域
③ 令和2年度末時点の児童発達支援事業所（主に重心対象）の設置数	1 か所	0 か所	
④ 令和2年度末時点の放課後等デイサービス事業所（主に重心対象）の設置数	1 か所	0 か所	
⑤ 令和2年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1 か所	1 か所	圏域での設置

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

平成31年4月に圏域に児童発達支援センターが開設し、令和元年5月に市内に児童発達支援事業所が開設しました。

しかし、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の設置目標には至りませんでした。今後、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、設置の確保に努めます。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、丹南地区自立支援協議会の専門部会において研修会等を開催しました。

〈国の基本指針〉

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する。

項 目	目標値	実 績	摘 要
① 令和2年度末時点の医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	2人	

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和2年度にコーディネーター養成に係る県の研修を受け、2人を配置しました。

第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

1 国の基本指針

障がい者施策の動向等を踏まえ、国は第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画を作成するにあたっての「障害者福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を示しました。主な内容は以下のとおりです。

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害者の社会参加を支える取組

2 成果目標の設定

第5期鯖江市障がい福祉計画では、福祉施設入所者の地域生活移行や福祉施設から一般就労への移行など、目標の達成に至りませんでした。これらの課題に対応するため、今回改正された国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて第6期鯖江市障がい福祉計画および第2期鯖江市障がい児福祉計画における成果目標を設定します。その際には、現行の障害福祉サービス等の利用状況や過去からの伸び率、就労状況等本県・本市の実情を勘案するとともに第5次鯖江市障がい者計画を策定するためのアンケート調査結果（表1）を参考に設定しました。

【参考：第5次鯖江市障がい者計画策定予定におけるアンケート結果】

障がい者の生活実態、日常生活上の課題を把握するため、障がい者にアンケート調査を行いました。（令和3年1月実施：回収率60.2％：配布数1,000票、回収数602票・郵送により無作為抽出）市の障害福祉施策や障がい者計画に対する自由意見（表1・抜粋・一部改編）の中には障害福祉サービスや施設整備に対する意見がみられました。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

○表1 アンケート調査結果

■障害福祉サービスについて

意 見
・うつ病を患っていて、対人恐怖がある。今後、B型就労を希望するが、情報が少ない。
・コロナになって短期入所受け入れ施設が減り、レスパイトできない。
・市への手続きの簡略化を考えてほしい。親がいつまでも手続きをしてあげられるとは限らないため、子どもに任せられるようにしてほしい。
・手続き全てが一つの窓口でスピーディーに簡潔にできることを切望します。
・手術するにも、入院も、私が加わって説明する人が間にいなくては通じない。1ヵ月余り入院し、その間は紙に書いて多くの皆さんに助けて頂きました。免許証の切り替えや手続き、試験にも私が行き説明しました。その場所に1人でも意思疎通の補助が必要。
・子供が就学時に学童保育を断られたことがある。今は、放課後デイサービスを利用しているが、週2回のみで隣市まで通っている。今の放デイは気に入っているが、もう少し理解のある環境に変わってくれるといいなと思う。
・発達障害について、その子供を持つ親に対しての理解を深めてもらえるような施策をとってほしいと思う。
・発達障害の人に対する支援を手厚くしてほしい、ピアカウンセラーとして働く場所を行政が整えるとか能力高い人はたくさんいます。私はそういう仕事をしたいです。
・疾病により障害者4級となりました。私自身、家族の人生とは無縁なものと思っていましたがこれを機に福祉施策を知ることができました。ありがたいと思っております。本当に必要とされている方々への拡充をお願いいたします。
・コンビニやガソリンスタンドなどで、緊急時の対応してもらえたらいいなと思います。「子供の110番の家」のシールを見ますが障害者も利用できる場所が欲しい。代わりに電話対応してくれる、困ったときに行く(警察を読んでもらう)など
・同行援護をしてくださる方が増えることを願っております。
・鯖江市内にサービスを受けられる施設がもっとあると良いなと思います。
・自分で声を上げられない者に対して、福祉を充実してほしい。日々の生活で精いっぱい勇気を出して声を上げて改善されない。市民の声を直接伝えることが出来る窓口職員を目指してほしい。
・乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層が各地域に暮らしている。地域生活支援拠点は各地域に必要ではないか。
・障がい者一人一人が様々な障がい悩みを抱えているので、それらに対してきちんと支援を受けられるのか心配です。

■施設について

意 見
・グループホームを作してほしい。また、グループホームから今の作業所に通えるような体制にしてほしい。
・乳幼児の療育の充実をお願いしたい。専門的な支援が受けられれば…医師や理学療法士、言語聴覚士、作業療法士がいるようなところ。
・今は施設に入っているから、任せてあるので安心です。

・学生ですが、発達障害があります。 福井市の療育センターに通うのも大変ですが、ソーシャルスキルトレーニングを受けるため、福井市に通っています。下に兄弟もいてなかなか通うのが大変です。もう少し施設を増やす、または下の子を預かるのも簡単に利用できたらと思います。
・鯖江市内で専門的な発達障害児のフォローをしてくれる施設があるといいと思います。
・親亡き後、入所できる施設があるのかどうかが一番心配です。知的と精神障害があり、理解ある施設に入れて頂けるのか、大きな不安を抱えています。

■就労について

意 見
・自宅でも受講できるハローワークの職業訓練等の充実に希望します。家でなら働きたい、働ける可能性がある人たちの手助けとして必要だと思います。
・就労移行支援事業所を利用したいが自家用車がないため通勤できません。 公共交通機関が少なく困っています。
・今、勤務しているところで急に能率が悪いから給料を下げると言われ、40%ほど下げられました。

■経済的支援について

意 見
・高齢者が高齢になった親を介護する時代、施設に入所させる経済的金銭的面の不安が大きくなってきます。
・コロナ禍で中流から下流に落ちて、生活が立ち行かなくなると「お金」の心配が人生の中心になり続ける。
・精神障害2級なので重度障害者医療費助成制度認定として通院医療が免除されているので大変助かっていますが、普通に働くことができず、作業所に通所していて通所代を支払って、賃金もほとんどない状態で障害年金だけの生活です。 入院費も安くなっていますが、全額まではいかなくても入院医療の免除が多少なりともあって欲しいと願っています。
・精神的な病を患い、現在バイトで生計を立てています。障がい者手帳は持っていませんが、持っていなくても経済的支援を受けられるようにしてほしいです。

■相談体制について

意 見
・経済的にどうしていけば良いか日々不安はあるのでいつでも相談できるような場が欲しい。
・相談支援専門員さんが少なく、お一人がたくさんケースを抱えているので、人材の育成をお願いしたい。
・もっといろんな障害者の相談するところが増えたらいいと思います。
・深刻で重大な困り事があったときに、相談できる窓口がある事はすごくありがたいことだと思います。
・行政に頼る気はありません。結局何もしてくれないし、相談などしづらい環境で期待していません。

・相談窓口でのプライバシーに配慮が心配です。本人としては勇気を出して電話したり相談している気持ちを少しでもわかってもらいたいです。
・小、中、高の子供達の障害(発達)の相談に具体的なアドバイスができる専門な人(発達臨床心理士など)をたくさん市で確保し相談の場所、時間、回数を増やすことをしてほしい。
・行政の制度はわかりにくいのでどこに相談窓口があるのか広報してほしい。学校保健と行政(福祉相談窓口)と連携し障害者として認定されてない方の相談に乗ってあげて欲しい。
・どんな制度があるのか全く分からない。どこに相談すればいいのかも分からない。情報をどこで集めたらいいのかわかりません。
・「親亡き後を考える」というテーマで地域生活支援拠点事業の行事に参加したことがある。他の人の話も聞け、相談でき、少し心が楽になった。そういった場をどんどん開いてほしい。

■社会参加について

意 見
・障がい児を対象としたイベントが少ない。周囲の人の理解がなく、地域の子供会にも入れてもらえない。
・交通手段の確保。 軽度の障害者が 1 人で施設、病院などを利用できるように配慮してほしい。
・学校に登校できるようにしてあげたいが、本人が行く気がない。行く場所を作ってあげて欲しい。
・鯖江市手話言語条例可決したことで手話関するイベント増やして欲しい(PR も含めて)。 ・鯖江の町(駅、バス、観光地等)鯖江全体に手話広がって欲しい。当事者の声を聞いて欲しい(市役所だけで決めないで欲しい)。
・市内に特別支援学校がなく、障がいの内容によって学校が分かれており、市内の家庭と交流が持ちにくい気がします。市で交流の機会を作っていただけるといいなと思います。
・平素から行政と障害者との意見交換会を機会を実施すべきである。
・鯖江市は早くから SDGs を推進しているので、障がいにとらわれず多様な人が用事がなくても行ける居場所があるとよいと思う。

■権利擁護について

意 見
・障害者の人権を無視した状態におかないこと。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国の基本指針〉

- ① 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。
- ② 令和5年度末時点の施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

項 目	目標値	摘 要
令和元年度末の施設入所者数 (a)	121 人	
令和5年度末の施設入所者数 (b)	125 人	見込み数
① 令和元年度末から令和5年度末までの地域生活移行者数 (c)	3 人 (2.4%)	令和元年度末の施設入所者数の2.4%以上 (移行割合 c/a)
② 令和5年度末の施設入所者削減見込み数 (d)	2 人 (1.6%)	令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上 (削減割合 d/a)

国は障がい者の自立支援の観点から福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めています。しかし、第5期障がい福祉計画の実績では地域生活移行者は0人で、厳しい結果となりました。第6期では、国の目標の6%地域移行に対し、本市は2.4%の3人に決めました。

また、施設入所者数については、障がい者自身の高齢化と介護する家族の高齢化を考慮し、国の基本指針どおり1.6%削減の2人とします。

施設入所者においては、重度化や高齢化が進んでおり、施設からの地域移行は地域で生活する基盤の整備が求められています。今後は、地域生活支援拠点の機能を生かした支援の充実、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図りながら地域移行を進めていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈国の基本指針〉

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均日数
- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ③ 精神病床における早期退院率（入院後3カ月時点、入院後6カ月時点、入院後1年時点）

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数〔県が目標設定〕

項 目	目標値
平均生活日数	県に準ずる

- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）〔県が目標設定〕

項 目	目標値
65歳以上	県に準ずる
65歳未満	県に準ずる

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

③精神病床における早期退院率 [県が目標設定]

項 目	目標値
入院後3か月時点の退院率	県に準ずる
入院後6か月時点の退院率	県に準ずる
入院後1年時点の退院率	県に準ずる

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域移行支援事業者による努力だけでは限界があり、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用し、県とも連携しながら進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

〈国の基本指針〉

各市町又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつその機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。

項 目	目標値	摘 要
地域生活支援拠点等の確保	1 か所	設置済
機能の充実に向けた検証および検討の実施回数	年1回以上	

市では平成29年度に多機能的な地域生活支援拠点として1か所整備しました。発達障がいに関する相談対応のニーズがあり、発達障がい相談支援事業所としての機能を併せた拠点としています。今後は相談機能はもとより、障がいのある方が地域で暮らすために、地域実情に応じた整備と生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整えていくことが必要になります。これらの検証や話し合いを重ね、行政や福祉事業所、保健医療機関などの多職種と連携を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

〈国の基本指針〉

- ① 福祉施設利用者から一般就労への移行者数 令和元年度の1.27倍以上
- ② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 令和元年度の1.3倍以上
- ③ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数 令和元年度の1.26倍以上
- ④ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数 令和元年度の1.23倍以上
- ⑤ 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合 7割
- ⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所の割合 全体の7割以上

① 福祉施設利用者から一般就労への移行者数（全体）

項 目	数 値	摘 要
令和元年度	11 人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和5年度末	14 人	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み数（目標値） 令和元年度の1.27倍以上

② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数

項 目	数 値	摘 要
令和元年度	6 人	令和元年度末に就労移行支援事業を利用した者の数
令和5年度末	8 人	令和5年度末に就労移行支援事業を利用した者の見込み数（目標値） 令和元年度の1.3倍以上

③ 就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数

項 目	数 値	摘 要
令和元年度	5 人	令和元年度末に就労継続支援 A 型事業を利用した者の数
令和5年度末	7 人	令和5年度末に就労継続支援A型事業を利用した者の見込み数（目標値） 令和元年度の1.26倍以上

④ 就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項 目	数 値	摘 要
令和元年度	1 人	令和元年度末に就労継続支援 B 型事業を利用した者の数
令和5年度末	2 人	令和5年度末に就労継続支援B型事業を利用した者の見込み数（目標値） 令和元年度の1.23倍以上

⑤ 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値	摘 要
令和元年度	—	令和元年度末に就労定着支援事業を利用した者の数
令和5年度末	1 人	令和5年度末に就労定着支援事業を利用した者の見込み数（目標値）

令和2年は、新型コロナウイルスが猛威を振るい、未だ終息の兆しが見えません。障がい者の雇用状況はなかなか進んでいないのが現状です。しかし、市内では就労支援事業所が増

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

え、就労移行支援事業利用者も増えつつあります。第5期計画では、一般就労移行者は目標値に届かなかったものの準備段階の就労移行支援事業利用者は目標値に届きました。これらの結果を受けて、第6期計画では国の指針に則った目標を設定しました。

今後、丹南自立支援協議会の活用や県・関係機関と連携し、一般就労への移行を支援していきます。また、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等障がい者雇用全体の取り組みを進めていきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

〈国の基本指針〉

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ③ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所確保する。
- ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保する。
- ⑤ 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。
- ⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項目	目標値	摘 要
① 令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1 か所	設置済
② 令和5年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	1 か所	設置済
③ 令和5年度末時点の児童発達支援事業所（主に重心対象）の設置数	1 か所	
④ 令和5年度末時点の放課後等デイサービス事業所（主に重心対象）の設置数	1 か所	
⑤ 令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1 か所	
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	3 人	2 人配置済

平成31年4月に圏域として児童発達支援センターが開設し、また令和元年5月に市内に児童発達支援事業所が開設しました。これらの事業所が保育所等訪問支援事業も行っています。

また、国の指針の目標とは異なりますが、令和3年4月に鯖江市子育て支援センター「にじいろ」が改装してオープンし、その一角に成長段階で気がかりな児童に対し、相談機能や

療育機能に力を入れた支援を行っていく予定で体制を整えているところです。また、障がいのある児童や気がかりな児童についても地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。

また、市には重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所がありません。重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、設置の確保に努めます。

丹南地区自立支援協議会において医療的ケア児支援のための関係機関による研修会等を開催しています。保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る必要がありますが、中でも特に医療は広域的な支援が必要であり、県と連携しながら協議の場の設置に努めます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは、目標値に達しており、今後はコーディネーター養成にかかる県の動向を確認しながら、コーディネーターの増員に加え、コーディネーターの連携やフォローアップに努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新】

〈国の基本指針〉

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする

項 目	目 標
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	体制の確保 ※基幹相談支援センターは設置済

相談支援体制の確保については、丹南地区自立支援協議会で意見交換や方策を検討しています。本市では、相談支援事業所が少なく、新規での計画相談支援を担うことが難しくなっています。相談支援体制確保のため、相談支援事業所数の拡充や専門的な人材の育成等を図ります。

また、保健、医療、福祉、保育、教育、地域の民生委員等との連携も強化し、多職種が協働して支援します。これらの方法により相談支援体制の強化を図りながら質の高い相談体制を維持するため、基幹相談支援センター、市内相談支援事業者における機能と役割分担について整理し、重層的な相談支援体制の構築について検討します。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

目標の達成に向けた活動指標

項 目	数値	摘 要
地域の相談支援事業者との情報交換 や課題共有の取組みの年間実施回数	6 回以上	基幹相談支援センターと委託相談支援 事業所との連絡会等の開催より、現状把 握、問題点の整理を行う
地域の相談支援事業者の人材育成・ 連携強化の取組みの年間実施回数	10 回	丹南自立支援協議会および市内相談支 援事業者等連絡会の開催

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築【新】

〈国の基本指針〉

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築する。

項 目	目 標
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制 の構築	体制の構築

福井県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他機関の研修へ参加することにより、質の向上を図り、適切な障害福祉サービスを提供するための人材育成を図ります。

また、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーとなった内容の分析結果等を市や事業者と共有できる体制の構築を検討するほか、障害福祉サービスの提供にあたり、適正なサービス等利用計画書が作成され、適正な給付がなされているかを市で確認し、検証する体制の構築を検討します。

目標の達成に向けた活動指標

項 目	数値	摘 要
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	随時	県等が実施する研修その他機関の研修への市職員の参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	随時	報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起や加算関係の情報共有

3 目標達成のための活動指針等

目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みと確保のための方策を定めて障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。障害福祉サービスにおいて本市では表2のと通りの各種事業を実施しています。

(1) 障害福祉サービスの見込量と今後の方策

サービスの種類と名称

種類			サービスの名称
障害福祉サービス	介護給付	訪問系サービス	居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護
			療養介護
			短期入所(福祉型・医療型)
		居住系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)
			自立生活援助
		日中活動系サービス	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
			就労施行支援
			就労継続支援(A型・B型)
			就労定着支援
	地域相談支援	計画相談支援	
		地域移行支援	
		地域定着支援	
	補装具		補装具

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

○表2 障害福祉サービスの内容

区 分		対 象 者	内 容	
介護給付	訪問系	居宅介護	障がい者・児 (障害支援区分1以上)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者または精神障がい者で常に介護を必要とする人(障害支援区分4以上)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者	外出するときに同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援等を行う。
		行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする障がい者・児(障害支援区分3以上)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	介護度が非常に高く(障害支援区分6)、意思疎通に著しい困難があり、 ① 四肢のすべての麻痺等により寝たきり状態にあつて、ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者・児 ② 最重度の知的障がい者・児 ③ 強度行動障害のある重度・最重度の知的障がい者・児	居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	日中活動系	生活介護	常に介護を必要とし、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上)の人 ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)の人	常に介護を必要とする人に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。
		療養介護	医療と常時介護を必要とし、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っている障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。
		短期入所	障がい者・児 (障害支援区分1以上)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

区 分			対 象 者	内 容
	居住系	施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
訓練等給付	居住系	共同生活援助	就労または就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
		自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行う。
	日中活動系	自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う（利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定）。
		自立訓練（生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力維持・向上等の支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間を設定）。
		就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用者ごとに24か月以内の利用期間を設定）。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

区 分			対 象 者	内 容
訓練等給付	日中活動系	就労継続支援(A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な次のような人(利用開始時に65歳未満) ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ② 支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③ 就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う。
		就労継続支援(B型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される次のような人 ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用には結びつかなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う。
	日中活動系	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

区 分			対 象 者	内 容
その他	相談支援	計画相談支援	①障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 ②障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい児	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行う。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行う。
		地域移行支援	①障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 ②精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行う。
		地域定着支援	居宅において単身または同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の必要な支援を行う。
	補装具	補装具費の支給	補装具費を必要とする身体障がい者	身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し日常生活や就学・就労に長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いす等）の購入費、修理費の給付もしくは貸与を行う。

①訪問系サービス

〔課題と方策〕

- ・居宅介護の利用状況は減少傾向ですが、家庭や生活環境の変化に伴ってニーズの多様化が見られます。障がいがある人の在宅生活を支援するためには、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの拡充が重要となります。特に医療的ケアを必要とする人については、保健医療や福祉などの関係機関と連携が取れる体制の構築が必要です。
- ・居宅介護事業所は市内に8か所、重度訪問介護事業所8か所、同行援護事業所1か所、行動援護事業所は1か所ありますが、重度障害者等包括支援事業所はありません。また、同行援護や行動援護を希望する人に対し、対応できる事業所が少ないという声もあります。今後重度の障がいがある人に対し、安定したサービスを確保するため、既存事業者の拡大や新規事業者の参入を促すとともに、ホームヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

種 類	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
居宅介護	1,440 時間／月	1,413 時間／月	1,306 時間／月	1,320 時間／月	1,350 時間／月	1,350 時間／月
	83 人	82 人	79 人	80 人	82 人	82 人
重度訪問介護	246 時間／月	15 時間／月	0 時間／月	250 時間／月	250 時間／月	250 時間／月
	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人
同行援護	51 時間／月	56 時間／月	37 時間／月	50 時間／月	50 時間／月	50 時間／月
	9 人	8 人	6 人	8 人	8 人	8 人
行動援護	9 時間／月	0 時間／月	0 時間／月	10 時間／月	10 時間／月	10 時間／月
	2 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
重度障害者等包括支援	0 時間／月	0 時間／月	0 時間／月	0 時間／月	0 時間／月	0 時間／月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

②日中活動系サービス

〔課題と方策〕

- ・日中活動系サービスは多様な形でサービスの提供があります。障がい者や介護者の高齢化により、今後も一層のサービスの確保が必要と考えられます。そのうち、生活介護と自立訓練（生活訓練）が増加傾向にあります。
- ・市内に、医療型の入所施設や児童の受け入れ施設がないことが課題です。医療依存度が高い障がい児・者や介護者が、地域で安心して生活できるよう整備が必要です。県や福祉サービス事業所等との連携や、丹南地区自立支援協議会の活用により、整備に努めていきます。
- ・就労関係では、市内の就労移行支援事業所は4か所、A型就労継続支援事業所は8か所、B型就労継続支援事業所は10か所あり、就労継続支援事業の利用者数は年々増加傾向です。また、就労支援事業所も第5期期間中（平成30年度から令和2年度）にA型およびB型事業所合わせて4カ所開設しました。市内一円に事業所があれば通所もしやすく、事業所選択の幅が広がります。障がい者の生活向上のためにも継続して就労支援を行っていきます。
- ・就労定着支援は、就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスで、平成30年に創設されました。まだ、利用者が1人しかいませんが、生活の基盤を築く重要なサービスであるため、今後も継続して関係機関と連携を図り支援していきます。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

種 類	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
生活介護	4,038人日分／月	3,983人日分／月	4,074人日分／月	4,110人日分／月	4,120人日分／月	4,120人日分／月
	212人	213人	217人	210人	215人	215人
療養介護	16人	18人	17人	17人	17人	17人
短期入所 (福祉型)	309人日分／月	305人日分／月	257人日分／月	310人日分／月	310人日分／月	310人日分／月
	75人	66人	49人	70人	70人	70人
短期入所 (医療型)	12人日分／月	3人日分／月	2人日分／月	10人日分／月	10人日分／月	10人日分／月
	4人	3人	2人	3人	3人	3人
自立訓練 (機能訓練)	0人日分／月	12人日分／月	16人日分／月	23人日分／月	23人日分／月	23人日分／月
	0人	1人	1人	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	164人日分／月	180人日分／月	157人日分／月	200人日分／月	200人日分／月	200人日分／月
	16人	11人	16人	17人	17人	17人
就労移行支援	420人日分／月	496人日分／月	367人日分／月	536人日分／月	536人日分／月	536人日分／月
	29人	39人	33人	40人	40人	40人
就労継続支援 (A型)	2,859人日分／月	2,669人日分／月	2,618人日分／月	3,075人日分／月	3,075人日分／月	3,075人日分／月
	158人	150人	147人	165人	165人	165人
就労継続支援 (B型)	2,957人日分／月	3,134人日分／月	3,540人日分／月	4,100人日分／月	4,200人日分／月	4,200人日分／月
	174人	204人	222人	230人	235人	235人
就労定着支援	—	—	1人	1人	1人	1人

③居住系サービス

〔課題と方策〕

- ・市内に共同生活援助事業所は6か所、施設入所支援事業所は2か所あります。施設入所については、地域移行の推進により減少を期待しますが、実際は障がい者の重度化や高齢化により増加傾向にあります。しかし、新型コロナウイルス感染防止対策による県外等への移動制限により、県外からの入所者は減少傾向にあるようです。
- ・共同生活援助についても、地域移行の推進により圏域では事業所が増え、合わせて利用者も増加しています。今後も継続して地域移行を進めるために、共同生活援助の整備に努めます。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

種 類	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
施設入所支援	118人	121人	124人	121人	123人	125人
共同生活援助	65人	68人	68人	70人	72人	75人
自立生活援助	—	—	—	1人	1人	1人

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

④相談支援

〔課題と方策〕

- ・市の指定特定相談支援事業所は8事業所ありますが、今後相談支援のサービス需要が高まる
ことが想定されるため、サービス利用対象者の状況把握に努め、その利用見込みを踏まえて
指定特定相談支援事業所の確保を図ることが必要です。また、質の高い相談支援サービ
スが提供されるよう、丹南地区自立支援協議会における協議や研修体制の充実を図ります。
- ・障がい者の特性に応じた支援を行えるよう鯖江市障害者等基幹相談支援センターを中心に
相談支援の機能強化を図るとともに地域移行支援や地域定着支援については県や医療機関、障
害福祉サービス事業所等と連携し、施設入所者等が地域移行できるよう支援します。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

種 類	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
計画相談支援	642人	651人	690人	680人	690人	700人
地域移行支援	2人	1人	0人	1人	2人	3人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	2人	3人

(2) 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて市が実施する事業として地域生活支援事業があります。本市では表3のと通りの各種事業を実施しています。

今後も、地域の実情に応じて、随時、事業内容の見直しを行っていきます。

サービスの種類と名称

事業名		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業
		住居入居等支援事業
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	

任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営
		訪問入浴サービス
		生活訓練等
		日中一時支援
		地域移行のための安心生活支援
		巡回支援専門員整備
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
		児童発達支援センター等の機能強化等
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援
		芸術文化活動振興
		点字・声の広報等発行
		奉仕員養成研修
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進
		家庭・教育・福祉連携推進事業
	就業・就労支援	盲人ホームの運営
		知的障害者職親委託
		雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

○表3 地域生活支援事業の実施内容

区 分	対 象 者	内 容
①理解促進 研修・啓発事業	市民	障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的とし、イベントや出前講座開催、広報活動等により市民に対して障がい者への理解を深める
②相談支援事業	障がい者	福祉に関する諸般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護援助、専門ケースへの関係機関との連絡調整を行う 基幹相談支援センターの地域における中核的な役割を果たす
③成年後見制度 利用支援事業	知的障がいや精神障がいがあり、福祉サービス利用の契約等が困難な人	成年後見制度について、成年後見、保佐、補助の開始審判の市長申立および必要となる費用等を助成
④意志疎通支援 事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより意思疎通に支障がある障がい者	聴覚、言語機能、音声機能その他障がいを対象とし、手話通訳・要約筆記等の方法により意思疎通を仲介
⑤日常生活用具 給付等事業	在宅で生活している重度障がい者	重度障がい者に自立支援用具等を給付または貸与

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

区 分	対 象 者	内 容
⑥手話奉仕員 養成研修事業	市民	聴覚障がいのある人の日常生活や社会生活の支援のため、日常会話程度の手話ができる手話奉仕員の養成研修を実施
⑦移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動の支援
⑧地域活動支援 センター機能 強化事業	地域で生活する障がい者	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設の機能強化 ・地域活動支援センターⅠ型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。 ・地域活動支援センターⅡ型 地域において就労等が困難な在宅障がい者に機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。 ・地域活動支援センターⅢ型 (ア) 実施主体から委託を受ける場合には、地域の障がい者のための支援対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による支援事業（以下「小規模作業所」という。）の実績が5年以上 (イ) 自立支援給付に基づく事業所に併設して実施
⑨日中一時支援 事業	障がいのある中・高校生の放課後活動や障がい者の日中活動の場が必要な人、および家族の就労支援や一時的な休息が必要な人	障がい者の日中の生活の場を提供し、介護者の負担の軽減を図る。
⑩社会参加促進 事業	障がい者	手話奉仕員等の養成、広報紙の点訳・音声テープの作成等
⑪職親委託事業	知的障がい者	知的障がい者の生活指導と技能訓練等を行う事業主（職親）への助成

①理解促進研修・啓発事業

〔課題と方策〕

- ・市民に対して、障がいがある人に対する理解を深めるためのイベントや研修等を行います。
- また、令和2年度に手話言語条例が制定されたことをきっかけに、今後、手話への理解促進のための出前講座も行っていきます。

主な実施内容

福祉施策や手話の出前講座、障がい者施設のパネル展示、広報やホームページ掲載

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

〔実績と実施の有無〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
理解促進研修・啓発事業	未実施	実施	実施	実施	実施	実施

②相談支援事業

〔課題と方策〕

- ・相談支援事業を効果的に実施するため、丹南地区自立支援協議会と連携し、質の高い相談支援サービスが提供されるように努めます。
- ・基幹相談支援センターについて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業所等に対する指導や必要な情報提供、地域移行に向けた取組み等を行い、相談支援体制の充実を図ります。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
基幹相談支援センター (設置有無)	設置	設置	設置	設置	設置	設置
市町村相談支援機能強化事業 (実施有無)	有	有	有	有	有	有
丹南地区自立支援協議会 (実施有無)	有	有	有	有	有	有

③成年後見制度利用支援事業

〔課題と方策〕

- ・成年後見制度について、今後需要が高まることが想定されるが、制度の理解や利用が進んでいないこと、学習する機会が少ないことがアンケート調査の意見としてあり、さらなる周知が必要です。
- ・必要とする人が制度を利用できるよう、適切な情報提供と相談対応に努めます。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
成年後見制度利用支援事業 (人)	1	1	0	1	2	2

④意志疎通支援事業

〔課題と方策〕

- ・日中や突発的な派遣が必要な時など、手話通訳者派遣の調整が困難なときがあり、今後も継続的に養成講座を開催し、人員確保に努めます。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

- ・遠隔手話通訳サービスを利用し、いつでも市の窓口対応ができるようになりました。さらなる利用拡大のための周知に努めます。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(件)	81	121	45	80	80	80
手話通訳者設置事業 (実設置者人数)	1	1	1	1	1	1

⑤日常生活用具給付等事業

〔課題と方策〕

- ・事業者と調整しながら、利用者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。
また、利用者のニーズに対応し、必要に応じて新たな用具の給付も検討します。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
介護・訓練支援用具(件)	4	10	6	6	6	6
自立生活支援用具(件)	10	14	10	10	10	10
在宅療養等支援用具(件)	5	5	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具(件)	11	9	17	15	15	15
排泄管理支援用具(件)	1,283	1,392	1,400	1,450	1,500	1,550
居宅生活動作補助用具(件)	1	2	3	3	3	3

⑥手話奉仕員養成研修事業

〔課題と方策〕

- ・コロナ禍により手話の認知と必要性が高まりました。聴覚障がいのある人の日常生活や社会生活の支援のため、日常会話程度の手話ができる手話奉仕員の養成研修を行います。

〔実績と実施の有無〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
手話奉仕員養成研修事業(人)	9	8	0	12	13	14

※ R2は新型コロナウイルス感染防止のため、手話奉仕員養成研修を中止

⑦移動支援事業

〔課題と方策〕

- ・移動支援事業の利用者は横ばい状態です。今後も事業者や関係機関と連携し、制度の周知を図るとともにサービスの充実に努めます。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

〔実績と必要量〕 (各年度3月末) (上段:利用実人数、下段:利用延べ時間)

事業名		H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
移動支援事業	障がい者	93	124	50	50	50	50
		5,784	5,420	4,100	4,200	4,200	4,200
	障がい児	14	10	7	10	10	10
		176	24	50	60	60	60

⑧地域活動支援センター機能強化事業

〔課題と方策〕

- ・市では現在地域活動支援センターⅠ型の、1か所のみとなっています。通所が困難な障がい者がいることから、今後増設する必要があります。また、月1回日曜日に「やすらぎ・まちなかサテライト」として市民ホールつつじにおいての開催を増やす等工夫に努めています。引き続き参加しやすい体制づくりに努めるとともに他の事業者や関係機関と連携を図りながら、制度の周知を行います

〔実績と必要量〕 (各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
地域活動支援センター 利用者数(人)	53	61	62	60	60	60

⑨日中一時支援事業

〔課題と方策〕

- ・市内の日中一時支援事業所は8事業所ありますが、医療的ケア児や重症心身障がい児・者を受け入れる事業所が不足しています。県や事業所等と連携して受け入れ拡大に努めます。

〔実績と必要量〕 (各年度3月末) (上段:利用実人数、下段:利用延べ日数)

事業名		H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
日中一時支援 事業	障がい者	33	95	30	30	30	30
		664	869	720	720	720	720
	障がい児	20	25	30	30	30	30
		486	352	360	360	360	360

⑩社会参加促進事業

〔課題と方策〕

- ・利用者が少ないものもあり、事業内容の工夫や事業の周知を図ります。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
スポーツ大会開催等事業（回）	1	1	0	1	1	1
点字・声の広報等発行事業（回）	12	12	12	12	12	12
奉仕員養成研修事業（点訳）	1	2	2	2	2	2
〃（音訳）（人）	5	2	6	5	5	5

⑪職親委託事業

〔課題と方策〕

- ・ 職親制度の引き受け可能な企業の確保に努めます。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
利用実人数	1	1	1	1	1	1
委託事業所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(3) 児童福祉法に基づく障害児支援

サービスの種類と名称

種類	サービスの名称	
障害児福祉サービス	障害児通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
	障害児訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
	障害児相談支援	障害児支援利用援助
		継続障害児支援利用援助
	障害児入所支援	福祉型、医療型

※ 障害児入所支援については、福井県所管事業のため、本計画では目標値を設定しません。

○表4 児童福祉法に基づくサービスの内容

区 分		対 象 者	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	障がい児	児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行う。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援および治療を行う。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行う。
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等の施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が著しく困難な障がい児	児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などを行う。
障害児相談支援		障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援）を利用するすべての障がい児	障害児支援利用援助は障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行う。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い利用計画の変更等を行う。
障害児入所支援		障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院する障がい児	施設等に入所し、または入院する障がい児に対し保護、日常生活の指導および知識技能の付与を行ったり、障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院している障がい児のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童または重症心身障がい児に対し治療を行う。

※障害児入所支援（18歳未満）については、今までどおり県の児童相談所が支援を行います。

資料6 第6期鯖江市障がい福祉計画
第2期鯖江市障がい児福祉計画

(1) 内容と必要量

サービスの見込量は、それぞれの児童の環境やニーズに対応し、年度ごとの実績を基に利用者数の伸びを勘案し算出しています。また、児童の特性に適した質の高いサービスが提供されるように、相談支援員や福祉事業所とも連携しながらサービス内容を確認し、質の確保と向上を図ります。

①児童発達支援等

〔課題と方策〕

- ・未就学の障がい児に対し、通所による日常生活支援や療育を行います。令和元年度に事業所が市内で1か所、圏域で1か所開設され、利用者が大幅に増え、今後の増加も見込まれます。しかし、医療型児童発達支援を行う事業相はないため、サービスを提供できる事業者の参入が課題となっています。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
児童発達支援	87 人日/月	168 人日/月	226 人日/月	275 人日/月	280 人日/月	285 人日/月
	20 人	34 人	46 人	50 人	55 人	60 人
医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

②放課後等デイサービス

〔課題と方策〕

- ・現在、市内の事業所は6か所あり、今後も増える予定です。今後は一層の質の向上について支援が必要です。丹南地区自立支援協議会を活用しながら県や関係機関と連携し、質の向上に努めます。
- ・市内には重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所がありません。設置に向けて県や障害福祉サービス事業所等と連携します。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
放課後等 デイサービス	893 人日/月	989 人日/月	1,180 人日/月	1,365 人日/月	1,400 人日/月	1,450 人日/月
	96 人	101 人	122 人	125 人	128 人	130 人

③保育所等訪問支援

〔課題と方策〕

- ・保育所等訪問支援事業を実施する事業所が増えたことで、今後利用者の増加が見込まれます。
- ・事業所と訪問先施設との連携体制の強化のためには、保護者の同意と了解のもとで、関係機関の情報共有が不可欠です。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
保育所等訪問支援	2 人日／月	9 人日／月	12 人日／月	13 人日／月	14 人日／月	15 人日／月
	2 人	13 人	15 人	16 人	17 人	18 人

④ 居宅訪問型児童発達支援

〔課題と方策〕

- ・重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の扶余等に支援を行います。利用者が少ないため、利用希望者や相談支援事業所に対して制度の周知を図ります。

〔必要量〕

(各年度3月末)

事業名	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
居宅訪問型児童発達支援	2 人日／月	2 人日／月	4 人日／月	4 人日／月
	1 人	1 人	2 人	2 人

⑤障害児相談支援

〔課題と方策〕

- ・児童の福祉事業所が市内および圏域に開設し、利用者が増加している中で相談支援員の確保が難しく、支援が追い付いていない現状があります。全ての利用希望者に対し、成長に応じた切れ目のない支援を継続する為にも、相談支援の充実が必要です。鯖江市障害者等基幹相談支援センターを中心に丹南地区自立支援協議会や関係機関と連携しながら一層の質の向上を図ります。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

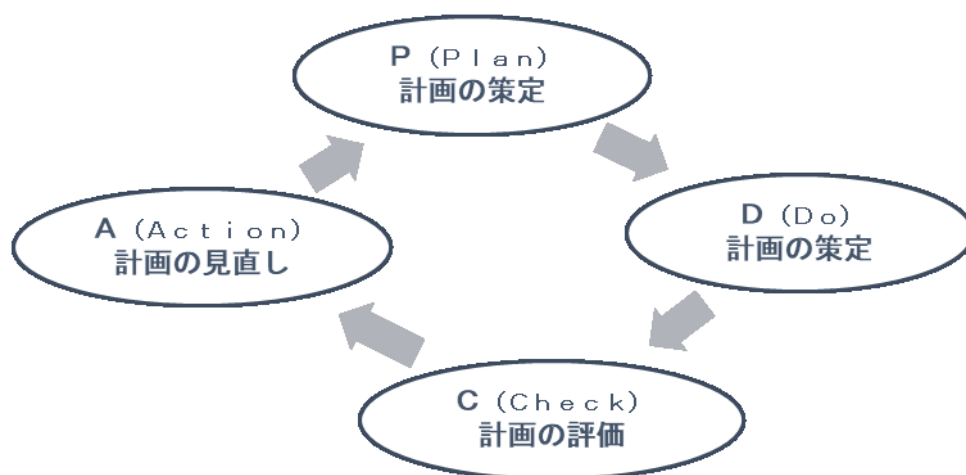
事業名	H30 実績	R1 実績	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
障害児相談支援	114 人	140 人	161 人	170 人	175 人	180 人

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

計画の実効性を高めていくため、各種施策やサービス提供の状況等について、年1回、点検・評価し、次年度以降の施策・事業に反映していく、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を進めます。

PDCAサイクル



用 語 解 説

■あ行

【ICT（アイシーティー）】

「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略です。意味は情報通信技術。メールやチャットなどを使って人とインターネット、人と人とがつながる技術のこと。

【医療的ケア児】

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

【インフォーマルサービス】

フォーマル（制度的）サービスに対比し、制度化されていない多様な形態のサービスを総称したもの。具体的には、近隣や地域社会、ボランティア、非営利団体などの行うサービス。

【NPO、NPO法人】

Non Profit Organization（非営利組織）の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、社会的な活動を行う民間組織のこと。利潤目的ではなく社会的な公益活動を行うことを目的とした組織・団体のことを指す。この場合の非営利とは、利潤をあげないのではなく、利益が出た場合に内部で配分しないことを示している。

【オストメイト】

病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した人のことをいう。単に人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。

■か行

【ゲートキーパー】

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。「自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）」においては、9つの当面の重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネージャー、民生委員、児童委員、各種相談窓口担当者など、関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっていただけよう研修等を行うことが規定されている。

【言語聴覚士】

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人について、その機能の向上維持を図

るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行う国家資格。平成 9 年に言語聴覚士法が成立し、言語療法士、聴覚言語士、言語治療士等の名称も言語聴覚士に統一された。

【高次脳機能障害】

ケガや病気等の脳に損傷により記憶障害、行動障害等が出現し、日常生活または社会生活に制約がある状態。

【合理的配慮】

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

【ご近所福祉ネットワーク活動】

町内や地区の小地域で、支援の必要な人たちをできるだけ早く発見し、お互いが負担にならない程度に声掛け、訪問、見守り、その他の生活支援をして、助け合い支え合う活動。

【子育てファイルふくいっ子】

発達障がい児者の福井県方式支援ツールとして、「早期発見・早期支援・途切れない支援」を実現するため福井県が作成。このファイルは、黒澤式アセスメントとともに、プロフィールシート、個別支援計画シートおよび引継シートから成り立っており、特殊な知識や専門性を必要とせず、客観的な把握が可能で、赤ちゃんから成人までのアセスメントがあり、時間的変化を見ることができる。

■さ行

【鯖江市自立促進支援センター】

失業等により経済的に困窮し、生活（福祉）課題への支援が必要な方に対して総合的な相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成の上、最寄りの関係機関や専門機関との支援調整を行い、就労支援、地域との関係づくりなど自立に向けた支援を行う。

【市民後見人】

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者（日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」平成 18 年度報告書より）

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、老人福祉法第 32 条の 2（後見等に係る体制の整備等）において「市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されている。

【就業率】

就業率＝就業者数 ÷ 15 歳以上人口 ×100 で算出する。

【重層的相談支援体制】

市町村における既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

【手話通訳者】

手話通訳に必要な通訳技術、知識を習得し、手話通訳者全国統一試験に合格するか手話通訳士の資格を有していて、県に登録している者のこと。

【手話奉仕員】

市町村障害者社会参加促進事業における手話奉仕員養成事業において、講習会等の方法により入門過程および基礎過程を履修し、奉仕員として登録されている者。手話通訳者、手話通訳士とは区別されている。

【職場適応援助者（ジョブコーチ）】

職場に出向いて障がい者・事業主・従業員に対して障がい者の職場適応に必要な助言を直接行ったり、職場や職場環境の改善を提案するなどの支援を行う者のこと。

【自立支援医療】

障がいのある方が、その障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を行う場合、医療費の負担割合が軽減される制度。自己負担額は一割負担を原則とし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されている。更生医療、精神通院医療、児童の育成医療が公費負担となっている。

【生活支援コーディネーター】

高齢者の生活支援等の体制整備や地域の支え合いや見守り体制づくりを推進するために、市全域を担当するコーディネーターと地区ごとに地域の実情に応じた地域支えあい推進員を配置する。

【精神保健福祉士】

精神保健福祉に従事する人の国家資格のひとつ。精神障がい者の保健および福祉に関する専門的知識および技術により、精神障がい者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

【成年後見制度】

民法に規定される制度で、判断能力の不十分な成年者（認知症の方・知的障がい者・精神障がい者等）の財産管理や身上監護を支援する制度。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の 2 つがあり、法定後見制度は、本人

の判断能力の程度に応じて家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度であるのに対し、任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、代理人（任意後見人）をあらかじめ自らが選んでおくことができる制度のこと。

【セルフケア】

就労継続支援事業施設等で、身体・知的・精神に障がいのある人たちが自らの手によって手作りされた、パンや焼き菓子、工芸品などの販売会や作業内容を紹介する展示会。

■た行

【多重介護】

高齢者や障害のある人など同時に複数人を介護すること。「ダブルケア」は、子育てと介護を同時に担うこと。

【地域包括ケアシステム】

地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

【デイジー図書】

「Digital Accessible Information System」（アクセシブルな情報システム）の略称です。デジタル録音図書の国際標準規格で、目次から読みたい見出しやページに移動することができます。

図書や雑誌の内容を録音して音声にした音声デイジー、文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができるマルチメディアデイジーがあります。

【統合保育】

心身に障がいを持つ児童と持たない児童が共生することを基本理念に、活動を共有し、ともに育ち合うことを目指した保育形態のこと。

【特定医療費（指定難病）支給認定制度】

実施主体は県の事業。昭和 48 年より「特定疾患治療研究事業」に基づき、原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾患のうち、特定の疾患について治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費で負担し、その負担の軽減を図ることを目的とした事業。平成 27 年 1 月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づき、対象疾患を拡大した制度に移行した（一部の例外を除く）。

【丹南地区自立支援協議会】

丹南地区（鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町）に居住する障がい児・者が地域で自立して生活できるような支援体制を確立するため、中立公平な相談支援事業の十進他、関係機関が連携強化することにより、各施策を効果的に推進し、また社会資源

の開発や改善等を行うことを目的として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 80 条の 3 の規定に基づき、平成 19 年に設置。

■な行

【日常生活自立支援事業】

認知症等高齢者、知的障がい、精神障がいなどのある方々が、できるだけ自立して地域で生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きやそれに付随した日常的な金銭管理などを支援する。

市区町村社会福祉協議会に設置されている「高齢者・障害者日常生活自立支援センター」が窓口となる。

【認知症サポーター】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族に対してさりげなく支援をする人。「認知症サポーター養成講座」（1 時間～1 時間半の講義）を受講すれば、誰でもなれる。

【認定こども園】

幼稚園と保育園の両方のメリットを持った施設。幼稚園は幼児教育を主とし、保育園は保育が目的なので、この両方を一体的に行える施設。

【ノーマライゼーション】

高齢者や障がい者などが、ハンディキャップがあっても、社会の一員としてごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されないことが本来の社会であるという考え方。

■は行

【徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業】

事前に届出をしておくことで高齢者や知的・精神障がい者が実際に行方不明になった時に、地域の支援を得て早期に発見するためのネットワーク。

【ハーフバースディ事業】

赤ちゃんとその保護者に、地区子育て支援ネットワーク委員会主催のハーフバースディ事業への参加を促し、同じ月齢の子どもを持つ子育て家庭同士の交流を通し情報交換することで育児不安の解消を図る。

【ピアカウンセリング】

クライアントとカウンセラーといった垂直的な関係ではなく、同じ障がいや問題を抱えた者同士が水平的な関係のなかでお互いに心理的な支援を行うこと。ピアとは仲間または同僚と訳されることもある。

【ピアサポート】

同じ障がいや環境を体験する人が、対等な関係性の仲間で支えあうこと。

【避難行動要支援者避難支援プラン】

災害対策基本法および鯖江市地域防災計画に定められた必要な事項を補足し、市域にかかる地震・風水害その他の災害の発生時または発生のおそれがある時における避難行動要支援者への避難支援に関し、個人情報の保護に留意しつつ、平常時の準備行為および災害発生時における措置について要支援者の避難を的確かつ迅速に実施することを目的としている。

【フォーマルサービス】

国や地方公共団体など公的機関が行う、法律などの制度に基づいた福祉や介護のサービス。介護保険や医療保険などで給付されるサービスなどのことをいう。

【福井県運営適正化委員会】

福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決し利用者の権利を擁護する目的で、福井県社会福祉協議会に設置されている。

【福祉委員】

地区社会福祉協議会役員、民生委員等と連携を図りながら、地域での見守り・助け合い活動など福祉活動を推進するために必要な活動を行う地域のボランティア。鯖江市社会福祉協議会会長、地区社会福祉協議会会長の連名により委嘱され、地区社会福祉協議会に所属する。

【福祉サービス第三者評価事業】

社会福祉事業者が提供している福祉サービスの質を、公正・中立な第三者が、専門的・客観的な立場から評価し、検査結果は公表され、事業者にとってはサービスの質の向上、利用者にとっては福祉サービスの選択のために利用することができる。

■ま行**【ミライロID】**

障害者手帳アプリ。障害者手帳の情報をスマホに取り込むことで窓口での確認がスマホ一つで行える。

■や行**【ヤングケアラー】**

本来なら大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、やりたいことや学習ができないなど、子ども自身の権利が守られていない状況にある18歳未満の子どもを指す。

【要約筆記】

難聴・中途失聴の方に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳を行うこと。大会等の場において講演内容等を頭上投影機（OHP）などを利用して行ったり、広報活動等において行われたりすることもある。

■ら行

【リハビリテーション】

障がいのある人の全人的な復権を図り、その能力が最大限に発揮され、生活の質（QOL）を向上することができること。

【臨床心理士】

財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格で、臨床心理学を学問的基盤とし、種々の精神疾患や心身症、精神心理的問題、不適応行動などを扱う心理職専門家である。

【臨床発達心理士】

4学会（日本発達心理学会、日本感情心理学会、日本教育心理学会、日本コミュニケーション障害学会）の連合体である臨床発達心理士認定運営機構を認定団体とする民間資格で、発達心理学を学問的基盤とした心理援助を行う。

【老老介護】

家庭の事情などにより65歳以上の高齢者が、高齢者の介護をせざるを得ない状況のこと。

第4次鯖江市地域福祉計画・第5次鯖江市障がい者計画

発 行 日/令和4年3月

編集・発行/鯖江市健康福祉部社会福祉課

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号

電話(0778)53-2264, (0778)53-2217

FAX(0778)42-5094

E-mail:SC-ShakaiFuku@city.sabae.lg.jp